

特別試験研究税額控除制度 に係る認定申請マニュアル

経済産業省

目 次

． 制度の概要	3
1．骨子	3
2．特別試験研究の種類	3
3．共同試験研究及び委託試験研究の相手方	3
4．適用期間	3
5．大学等と共同試験研究又は委託試験研究を行った場合の特別試験研究 税制の概略図	4
． 仕組み	6
1．大学等との共同試験研究	6
2．大学等との委託試験研究	11
． 費目についての注意事項	15
別添1：共同試験研究における積算内訳書の例	16
別添2：告示	17
別添3：認定申請問い合わせ先	41

制度の概要

1. 骨子

- (1) 青色申告書を提出する法人、連結法人（以下「法人等」という。）又は個人が、国の試験研究機関等及び国内の大学等と共同試験研究又は委託試験研究を行い、その試験研究に要した経費（以下「特別試験研究費」という。）の額が、法人等の事業年度又は連結事業年度における所得金額の計算上損金（個人にあっては必要経費）算入される試験研究費の額に含まれる場合には、「当該特別試験研究費の額に相当する部分」に12%を乗じて計算した額を当該事業年度の所得に対する法人税（個人にあっては所得税）の額から控除することができる。
- (2) 税額控除の上限額は、総額型税額控除制度による控除額と併せて法人税（所得税）の20%相当額とする。

2. 特別試験研究の種類

- (1) 国の試験研究機関（独立行政法人を含む）との「共同試験研究」
- (2) 国の試験研究機関（独立行政法人を含む）との「委託試験研究」
- (3) 国内の国公立大学・私立大学等との「共同試験研究」
- (4) 国内の国公立大学・私立大学等との「委託試験研究」

3. 共同試験研究・委託試験研究の相手方

- (1) 研究交流促進法（昭和61年法律第57号）第2条第2項に規定する試験研究機関等
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）

4. 適用期間

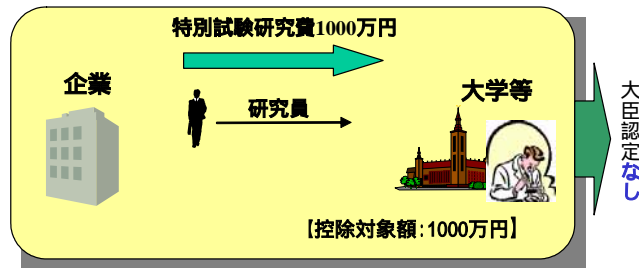
特別試験研究税制は、平成18年4月1日開始以降の事業年度から適用。

- （試験研究費の増加額に係る税額控除制度は平成18年度および平成19年度の2年みの措置になります。）

5 . 大学等と共同試験研究又は委託試験研究を行った場合の特別試験研究税制の概略図

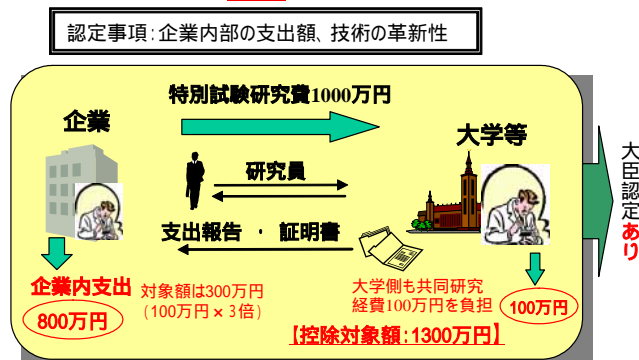
当マニュアルでは、特に大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関）**との共同試験研究又は委託研究を実施したケースについて解説する。**

(1) 企業内部で支出する共同研究経費なしの場合



(支出報告書の提出については法令の定めはない)

(2) 企業内部で支出する共同研究経費ありの場合

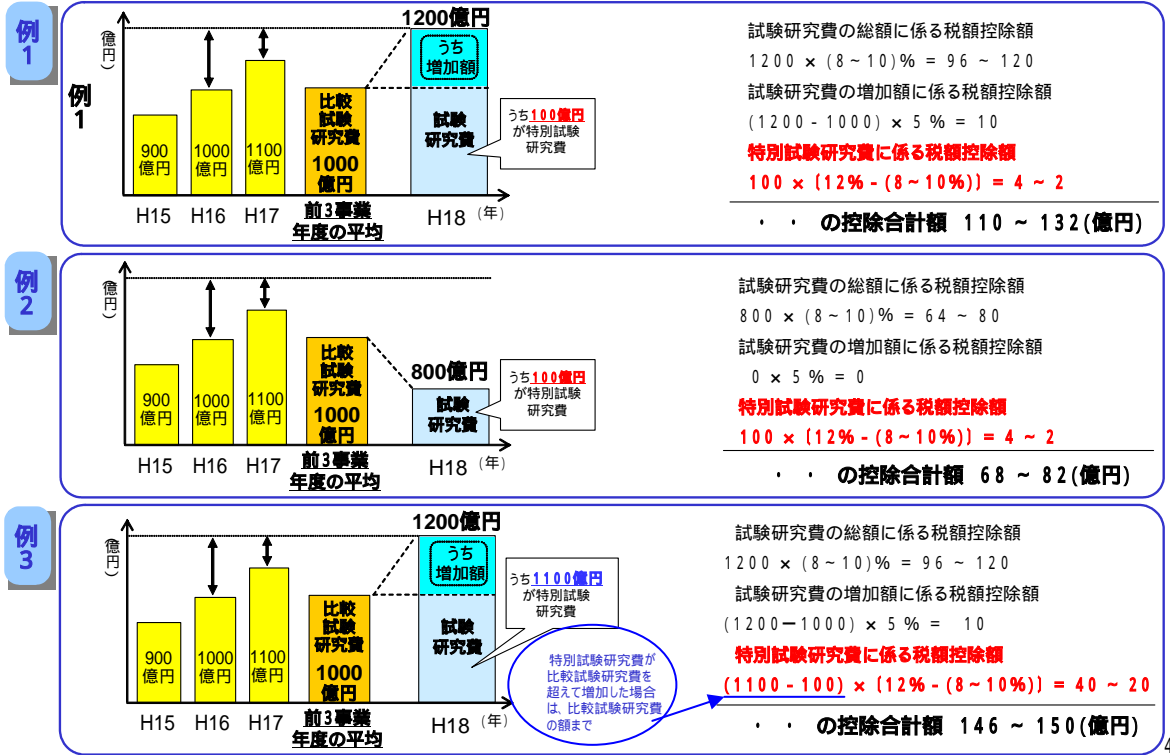


共同研究において「企業内で当該共同試験研究費の支出を行った額を加算する」ためには、「大学側も当該共同試験研究費を支出していること」が要件となり、大学側の支出額の3倍までが控除対象に加算されます。（このケースでは研究員を企業から大学に派遣することのみならず、大学から受け入れるケースも想定されます）

(3) 大学等と委託研究を実施した場合

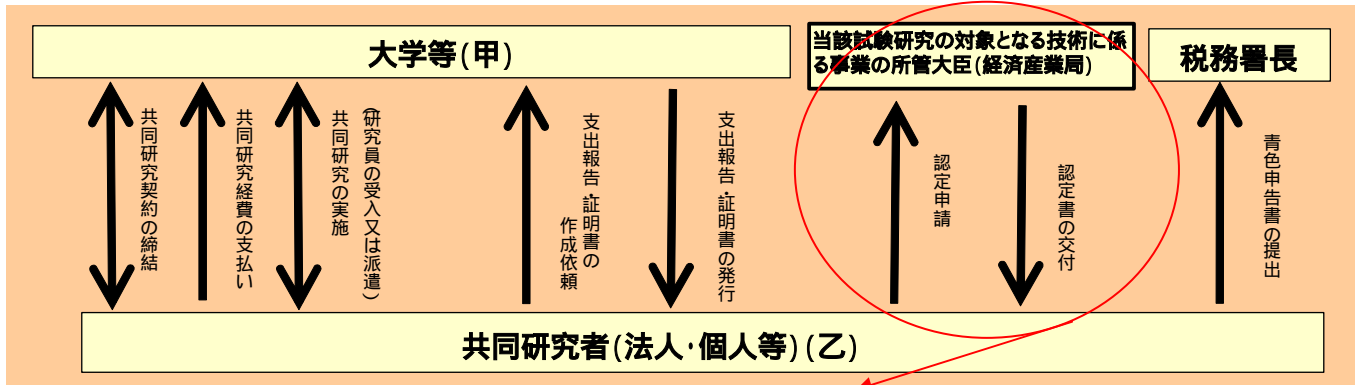


今回の特別試験研究税額控除制度は「試験研究費の総額に係る税額控除」および「試験研究費の増加額にかかる税額控除」に加わる、下記の税額控除の部分になります。**ただし、法人税額(所得税)の20%までが限度**となります。**特別試験研究税額控除制度以外の「研究開発税制全般」については、国税庁ホームページの『タックスアンサー(<http://www.taxanser.nta.go.jp>)』「No 5441」「No 5442」をご覧ください。**



．仕組み（経済産業省の場合）

1．大学等との共同試験研究＜告示第五号（法人）・告示第六号（個人）＞



大学等との共同研究において、その共同研究のために企業内部で支出する共同研究経費がない場合、又はその経費を控除申請額に含めない場合は、所管大臣の認定は必要ありません。

(1)要件

所管事業の技術の水準に著しく寄与するものであること。

契約又は協定において、当該共同試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められていること。

認定申請に係る試験研究費の額が契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認められること。

「企業内部で支出する共同研究経費」があり、「その経費を控除申請額に含めることを求める」場合には当該共同試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定があること。

「共同研究者が研究員を当該大学等に派遣」又は「当該大学等の研究員を受け入れ」することで当該試験研究を行うものであること。

(2)関連法規

法人税関係

租税特別措置法第42条の4又は第68条の9

租税特別措置法施行令第27条の4又は第39条の39

租税特別措置法施行規則第20条又は第22条の23

所得税関係

租税特別措置法第10条

租税特別措置法施行令第5条の3

租税特別措置法施行規則第5条の6

(3)認定申請

当期に大学等と、契約又は協定に基づいて共同試験研究を行った法人等又は個人が認定申請の資格者となりますが契約又は協定上、

試験研究機関等と共同研究者双方の費用の分担

その費用の分担の明細（内訳）

研究成果の帰属及びその公表に関する事項

研究員を当該大学等に派遣又は当該大学等の研究員を受け入れて当該試験研究を行うものであること。

が定められていることが必要です。

ただし、税額控除を受けられるのは、青色申告書を提出する者に限られ、また、確定申告書（仮決算による場合の中間申告書を含む。）に控除を受けるべき金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書（「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書（法人税法施行規則別表六（七）」又は（法人税法施行規則別表六の二（四）」）及び、認定書の写しの添付がある場合に限り適用され、しかも、控除される金額は、その申告に係るその控除を受けるべき金額に限られます。

(4)認定申請に必要な書類と申請先および記載方法

提出書類

- a.認定申請書 **（こちらについては2部の提出をお願いします）**
- b.共同試験研究の具体的内容について説明した書類
- c.共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人の当該事業年度の所得の額に算入される試験研究費の額の積算内訳書 **<別添 P16 の様式を参照>**
- d.共同試験研究費の金額を確認できる領収書や研究日誌等の写し
- e.契約書又は協定書の写し
- f.研究結果を公表した公表物（写し）又は公表予定を記載した書類（未公表の場合）
- g.大学等が発行した支出報告・証明書(**を参照**)

申請先

申請者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局へ提出して下さい。

提出期限

- a.法人等：特別試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする法人等は、当該事業年度又は当該連結事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日までに提出しなければなりません。ただし、経済産業局長が提出遅延について正当な事由があると認めるときは、この限りではありません。なお、当該事業年度又は当該連結事業年度終了前に、当該共同試験研究に係る損金算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出することも可能とします。
- b.個人：特別試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする者は、当該年の翌年2月15日までに提出しなければなりません。ただし、経済産業局長が提出遅延について正当な事由があると認めるときは、この限りではありません。
なお、当該年終了前に、当該共同試験研究に係る必要経費に算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出することも可能とします。

記載方法

- a.申請年月日、認定年月日及び認定番号

申請年月日の欄には、認定申請書を経済産業局に提出する年月日を記入して下さい。認定年月日及び認定番号の欄は、経済産業大臣にて記入しますので申請時には空欄にしておいて下さい。

b.申請者

申請者の住所、名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

c.共同して試験研究を行った試験研究所等の名称

共同試験研究の相手方の名称を記入して下さい。

d.当該共同試験研究の課題

契約又は協定に定められた、共同試験研究の課題（研究テーマ）を記入して下さい。

e.当該共同試験研究の実施期間

契約又は協定に定められた、共同試験研究の実施期間を記入して下さい。

f.租税特別措置法第42条の4第2項（個人にあっては租税特別措置法第10条第2項）の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の開始年月日及び終了年月日

特別共同試験研究に係る特例措置の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度について、開始年月日及び終了年月日を記入して下さい。

g.当該共同試験研究に係る試験研究費の額

・費目

共同研究に関しては「費目」として、**租税特別措置法施行規則第20条第8項に明示された項目が対象（ ）となりますが、契約又は協定等に含まれない費目については、認定の対象となりません。**

また、契約書又は協定書に明記されている費用であっても、領収書（設備費、物品費等）や研究日誌（人件費）等の当該共同試験研究に要した支出であることが確認できる書類が必要であり、これらが無いものについても認定を行うことができませんので、こうした費用については除外して下さい。

なお、契約又は協定の変更が行われた場合で、変更後新たに対象となることとなった費目については、当該変更契約又は変更協定の適用開始年月日以降に支出され、かつ、当該共同試験研究に要した支出であることを証明できる書類があるものについて対象となります。

本税制の対象となる費目は、契約又は協定に基づいて民間企業等が負担した費用のうち、次の各号に掲げる費目とする。**（これ以外の用途は対象外となります）**

- < 1 > 原材料費 ~ 当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用
（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）
- < 2 > 人件費 ~ 当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用
（研究者及び研究補助者に係る給与、謝金、賃金等）
- < 3 > 旅 費 ~ 当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費
（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）
- < 4 > 経 費 ~ 当該共同試験研究を行うために当該大学等において使用される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用（大学等の所有に属するものに限る。）
- < 5 > 外注費 ~ 当該共同試験研究の遂行に直接必要な外注費

(設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等)

特に共同試験研究においては、「費用」に関する項目は委託研究のケースとは異なるために注意して下さい。

・契約額

各費目毎に契約又は協定に定められている契約額を記入して下さい。

その際に申請者の事業年度又は連結事業年度の開始年月日及び終了年月日が、契約期間のそれと異なっており、かつ、それぞれの年度を契約又は協定期間とする契約又は協定を締結している場合(申請者の事業年度又は連結事業年度が4月1日から3月31日まででない場合)には、3月31日を含む年度と4月1日を含む年度のそれぞれの契約又は協定に定められている額を、2段に分けて併記して下さい。

・支出額

各費目毎に、当該事業年度又は当該連結事業年度に当該共同試験研究のために支出した金額を記入して下さい。

ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類(例えば、人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、その他の支出については領収書等の支出を証明できる書類)が必要です。

なお、支出額は、契約額と厳密に一致している必要はありませんが、契約又は協定に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

・費用額

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金(個人にあっては必要経費)の額に算入される試験研究費の額(減価償却資産や繰延資産については、その償却額)を記入して下さい。このとき、**その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた額(例えば国庫補助金等による助成金)が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を各々記入して下さい。**

h.記名押印

経済産業大臣が記名・押印しますので、申請時には空欄にしておいて下さい。

支出報告・証明書の作成依頼について

特別試験研究費の額の算出に必要なとなる大学等側の支出額を証明するための書類として、**「共同試験研究に係る支出報告・証明書」**を共同研究先の大学等に作成・発行してもらう必要があります。こちらについては、平成19年3月23日に文部科学省研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転推進室長より、各国公私立大学・各国公私立高等専門学校・各大学共同利用機関・放送大学の研究協力担当部課長に対し、事務連絡にて本件の様式等の通知がされております。各大学等にお問い合わせ下さい。

なお、特別試験研究費の額は、

民間企業等が負担した額のうち、大学等が支出した試験研究費の額

民間企業等自らが負担し、支出した試験研究費の額の合計**(ただし上限は、大学等が自ら支出した額の3倍)**が対象になります。

(5)認定書の内容変更に係る届出

認定書の交付を受けた後に、認定書に記載された事項又は添付書類の内容に変更があったと

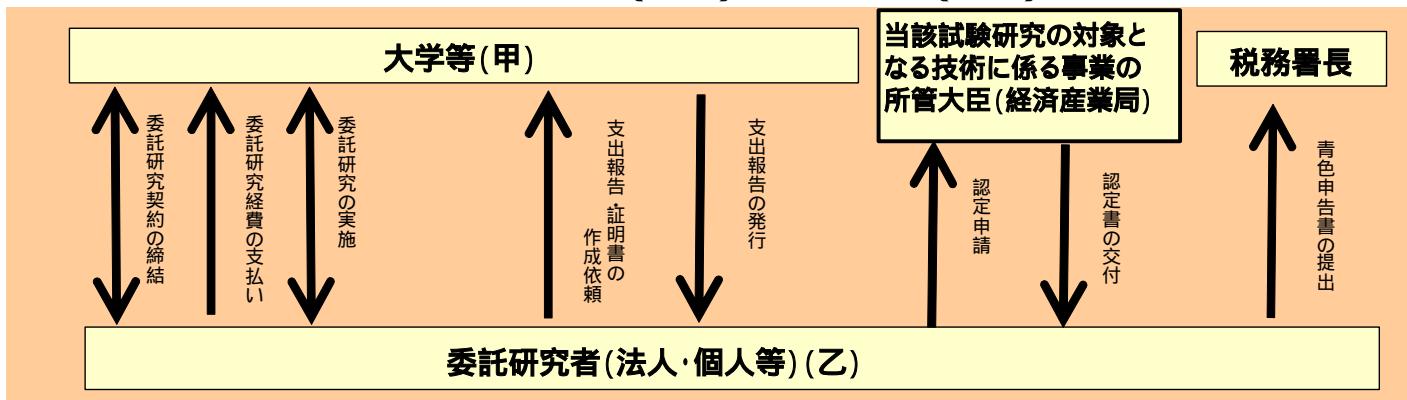
きは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければなりません。提出遅延について正当な理由があると認められたときは、この限りではありません。

この場合に、認定書に記載されている事項を変更する必要があると経済産業大臣（経済産業局長）が認められたときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として再交付します。

(6)認定の取消し

認定書の交付を受けた法人等又は個人が、認定申請若しくは内容変更の届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は届出を怠ったときは、経済産業大臣は、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることがあります。

2. 大学等との委託試験研究<告示第七号(法人)・告示第八号(個人)>



(1)要件

所管事業の技術の水準に著しく寄与するものであること。

契約又は協定において、当該委託試験研究に要する費用の金額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められていること。

委託先からの終了(実績)報告書を提出することが定められていること。

当該委託試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定があること。

(2)関連法規

法人税関係

租税特別措置法第42条の4又は第68条の9

租税特別措置法施行令第27条の4又は第39条の39

租税特別措置法施行規則第20条又は第22条の23

所得税関係

租税特別措置法第10条

租税特別措置法施行令第5条の3

租税特別措置法施行規則第5条の6

(3)認定申請

当期に大学等と、契約又は協定に基づいて委託試験研究を行った法人等又は個人が認定申請の資格者となります。

委託契約の金額

委託費用の明細(内訳)

研究成果の帰属及びその公表に関する事項

研究終了(実績)報告書の提出

がそれぞれ定められていることが必要です。

ただし、税額控除を受けられるのは、青色申告書を提出する者に限られ、また、確定申告書(仮決算による場合の中間申告書を含む。)に控除を受けるべき金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書(「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書(法人税法施行規則別表六(七))又は(法人税法施行規則別表六の二(四))」)及び認定書の写しの添付がある場合に限り適用され、しかも、控除される金額は、その申告に係るその控除を受けるべき金額に限られます。

(4)認定申請に必要な書類と申請先および記載方法

提出書類

- a.認定申請書 **(こちらについては2部の提出をお願いします)**
- b.委託試験研究の具体的内容について説明した書類
- c.大学等からの研究終了(実績)報告書の写し(費用の金額及びその明細並びにその支出金額が確認できるものに限る)
- d.契約書又は協定書の写し(当該委託試験研究に要する費用の金額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る)
- e.大学等が発行する受託試験研究に係る支出報告書。(**を参照**)

申請先

申請者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局へ提出して下さい。

提出期限

- a.法人等：特別試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする法人等は、当該事業年度又は当該連結事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日までに提出しなければなりません。ただし、経済産業大臣が提出遅延について正当な事由があると認めるときは、この限りではありません。なお、当該事業年度又は当該連結事業年度終了前に、当該委託試験研究に係る損金算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出することも可能とします。
- b.個人：特別共同試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする者は、当該年の翌年2月15日までに提出しなければなりません。ただし、経済産業大臣が提出遅延について正当な事由があると認めるときは、この限りではありません。なお、当該年終了前に、当該共同試験研究に係る必要経費に算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出することも可能とします。

記載方法

a.申請年月日、認定年月日及び認定番号

申請年月日の欄には、認定申請書を経済産業局に提出する年月日を記入して下さい。認定年月日及び認定番号の欄は、経済産業大臣にて記入しますので申請時には空欄にしておいて下さい。

b.申請者名

申請者の住所、名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

c.委託して試験研究を行った試験研究所等の名称

委託試験研究の相手方の名称を記入して下さい。

d.当該委託試験研究の課題

契約又は協定に定められた、委託試験研究の課題(研究テーマ)を記入して下さい。

e.当該委託試験研究の実施期間

契約又は協定に定められた、委託試験研究の実施期間を記入して下さい。

f.租税特別措置法第42条の4第2項(個人にあっては租税特別措置法第10条第2項)の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始年月日及び終了年月日

特別共同試験研究に係る特例措置の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度について、開始年月日及び終了年月日を記入して下さい。

g.当該委託試験研究に係る試験研究費の額

・費目

契約又は協定において、申請者が負担すべきとされている費目（契約書又は協定書に記載されている内訳）を記入して下さい（ ）。契約書又は協定書において費目を規定することを要件とし、かつ、そこに含まれていない費目については、認定の対象とはなりません。なお、契約又は協定の変更が行われた場合で、変更後新たに対象となることとなった費目については、当該変更契約又は変更協定の適用開始年月日以降に支出され、かつ、当該委託試験研究に要した支出であることを証明できる書類があるものについて対象となります。

委託研究においては、契約書又は協定書において定められている額を限度として、試験研究に要した費用として経済産業大臣が認定した額が対象となります。ただし、費目は「原材料費」「人件費」「旅費」「経費」「外注費」「その他」の区分等を目安に用いて記載して下さい。**特に「費用」に関する項目は共同試験研究のケースとは異なるために注意して下さい。**

・契約額

契約又は協定に定められている費目区分毎に契約額を記入して下さい。

・支出額

民間企業等が負担した大学等側の支出額を証明するための書類として、**「受託試験研究に係る支出報告書」**を委託先の大学等に作成してもらう必要があります。大学等より提出された受託研究終了（実績）報告書の費目の区分毎に、当該委託試験研究のために支出した金額を記入して下さい。

・費用額

当該委託試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金（個人あつては必要経費）の額に算入される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を記入して下さい。このとき、**その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた額（例えば国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を各々記入して下さい。**

h.記名押印

経済産業大臣が記名・押印しますので、申請時には空欄にしておいて下さい。

支出報告書の作成依頼について

特別試験研究費の額の算出に必要となる大学等側の支出額を証明するための書類として、**「受託試験研究に係る支出報告書」**を委託試験研究先の大学等に作成・発行してもらう必要があります。こちらについては、平成19年3月23日に文部科学省研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転推進室長より、各国公私立大学・各国公私立高等専門学校・各大学共同利用機関・放送大学の研究協力担当部課長に対し、事務連絡にて本件の様式等の通知がされております。各大学等にお問い合わせ下さい。

(5)認定書の内容変更に係る届出

認定書の交付を受けた後に、認定書に記載された事項又は添付書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければなりません。提出遅延について正当な事由があると認めるときは、この限りではありません。

この場合に、認定書に記載されている事項を変更する必要があると経済産業大臣が認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として再交付します。

(6)認定の取消し

認定書の交付を受けた法人等又は個人が、認定申請若しくは内容変更の届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は届出を怠ったときは、経済産業大臣は、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることがあります。

。「費目」についての注意事項

1. 共同試験研究の費目について

- (1)各費目毎に記入して下さい。
- (2)主に他の用途に用いられている費用については、対象となりません。
- (3)減価償却資産については、費用額(償却額)の計算ができるよう、備考欄に耐用年数、償却方法(定率法又は定額法)を記入して下さい。また、取得価額の証拠となる書類等、物件の内容を確認できる書類の写しを併せて提出して下さい。
- (4)各費目については、支出額が確認できる領収書等の写しを経費毎に番号で整理し、提出して下さい。
- (5)共同研究については、租税特別措置法施行規則第20条第8項に規定されているとおり、**下記以外に当該法人が支出するものは対象とはなりません。(委託研究とは異なります)**

原材料費 ...当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用(実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等)

人件費 ...当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用(研究者及び研究補助者に係る給与、謝金、賃金等)人件費は、個人毎に記入して下さい。試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものであるため、事務職員等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意して下さい。

上記の理由により、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録(研究日誌等)等の写しを併せて提出して下さい。その際、当該共同試験研究以外の作業時間が混入しないよう注意して下さい。

旅費 ...当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費(研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費)

経費 ...当該共同試験研究を行うために当該大学等において使用される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用(大学等の所有に属するものに限る。)

外注費 ...当該共同試験研究の遂行に直接必要な外注費(設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等)

2. 委託試験研究の費目について

- (1)委託試験研究については、当該規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、**当該試験研究に要した費用として認定された額が対象となります。**
- (2)契約書又は協定書において費目を規定することを要件とし、かつ、そこに含まれていない費目については、認定の対象とはなりません。なお、**費目は「原材料費」「人件費」「旅費」「経費」「外注費」「その他」の区分等を目安に用いて記載して下さい。**

別添1. 積算内訳書の例

(申請に係る大学等との共同試験研究のために支出した額及び当該共同試験研究に係る当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者から支払いを受ける額がある場合には、当該金額を控除した金額)の積算内訳を記載した書面

住所：
 申請者名：
 担当者名：
 電話、FAX：
 Eメール：

作成上の注意
 当該共同試験研究に要した費用以外は含めないこと。
 減価償却資産については、当期費用額の計算がわかるよう、備考欄に耐用年数償却方法(定率法又は定額法)を記入のこと。
 各積算内訳の支出については、支出額が確認できる書類等を費目毎に整理番号を付し添付すること。

積算内訳

(1) 原材料費(当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用: 実験用材料・実験部品作成材料・写真材料・試薬・化学薬品・記録紙等の消耗品等)

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計												

(2) 人件費(当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用: 研究者及び研究補助者に係る給与・謝金・賞金等)

番号	職種(役職)	単価	作業時間	支出年月日	支払先(氏名)	金額(A)	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計										

(3) 旅費(当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費: 研究者及び研究補助者の研究打合せ・資料収集・調査等の旅費)

番号	対象者	旅行先	旅行日	要件	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計											

(4) 経費(当該共同試験研究を行うために当該大学等において使用される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用<大学等の所有に属するものに限る>)

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計												

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第一号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同規則第二十条第七項第一号又は第二十二條の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第十三項第一号又は第二十二條の二十三第十三項第一号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

- 第一条 研究交流促進法（昭和三十二年法律第五十七号）第二条第二項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和三十二年法律第三十四号）第二条第十二号の七の四に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二條の二十三第七項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額）の積算内訳を記載した書類
 - 二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し
 - 三 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第十四項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し
- 3 第一項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第

四十二条の四第二項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第六十八条の九第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第二条 試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

第三条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

第四条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

(認定の取消し)

第五条 試験研究機関等の長等は、第二条の認定書の交付を受けた法人等が第一条の規定による申請若しくは第三条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名

⑨

当該試験研究は、研究交流促進法第2条第2項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第27条の4第14項第1号又は第39条の39第15項に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条第7項第1号又は第22条の23第7項第1号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同試験研究を行った試験研究機関等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第42条の4第2項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第2項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第20条第7項第1号又は第22条の23第7項第1号の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備 考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第二号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同規則第五条の六第一項第一号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

第一条 研究交流促進法（昭和三十二年法律第五十七号）第二条第二項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第一項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額）の積算内訳を記載した書類
- 二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し
- 三 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十四項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し

3 第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第二項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第三条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第四条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定の取消し）

第五条 試験研究機関等の長等は、第二条の認定書の交付を受けた個人が第一条の規定による申請若しくは 第三条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

殿

申請年月日	-----
認定年月日	-----
認定番号	-----

住 所

申請者名

印

当該試験研究は、研究交流促進法第2条第2項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第14項第1号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第1項第1号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同試験研究を行った試験研究機関等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第1項第1号の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備 考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第三号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同規則第二十条第七項第二号又は第二十二條の二十三第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第三号（租税特別措置法施行規則第二十条第十三項第二号又は第二十二條の二十三第十三項第二号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

第一条 研究交流促進法（昭和三十二年法律第五十七号）第二条第二項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和三十二年法律第三十四号）第二条第十二号の七の四に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第七項第二号又は第二十二條の二十三第七項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し
 - 二 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第十四項第四号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し
- 3 第一項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第二項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第六十八条の九第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適

正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第三条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第四条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定の取消し）

第五条 試験研究機関等の長等は、第二条の認定書の交付を受けた法人等が第一条の規定による申請若しくは第三条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名

印

当該試験研究は、研究交流促進法第2条第2項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第27条の4第14項第4号又は第39条の39第15項に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条第7項第2号又は第22条の23第7項第2号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託試験研究を行った試験研究機関等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第42条の4第2項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第2項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第20条第7項第2号又は第22条の23第7項第2号の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備 考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第四号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同規則第五条の六第一項第二号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

第一条 研究交流促進法（昭和三十二年法律第五十七号）第二条第二項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第一項第二号に規定するところにより、試験研究機関の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

一 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し

二 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十四項第四号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し

3 第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第二項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

第三条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

第四条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定の取消し)

第五条 試験研究機関等の長等は、第二条の認定書の交付を受けた個人が第一条の規定による申請若しくは第三条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名

印

当該試験研究は、研究交流促進法第2条第2項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第5条の3第14項第4号に規定する試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第1項第2号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託試験研究を行った試験研究機関等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額			円

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第1項第2号の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備 考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第五号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同令第二十七条の四第十四項第三号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び同規則第二十条第十項又は第二十二條の二十三第十項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号（租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第三号又は第三十九条の三十九第二十三項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第二十条第十五項又は第二十二條の二十三第十五項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

第一条 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）について当該試験研究が当該試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものであることの認定及び当該試験研究に要した費用の額の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする法人又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の四に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を当該試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る共同試験研究の具体的内容について説明した書類
- 二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額）の積算内訳を記載した書類
- 三 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し
- 四 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第三号ロに規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し

五 当該申請に係る共同試験研究の成果を公表している場合には当該公表物の写し、未公表の場合には今後の公表予定を記載した書類

六 共同試験研究先の大学等が発行する共同試験研究に係る支出報告及び証明書

3 第一項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第二項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第六十八条の九第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 事業所管大臣は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る共同試験研究が当該共同試験研究の対象となる所管事業の技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第三条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の事業所管大臣に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第四条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定の取消し）

第五条 事業所管大臣は、第二条の認定書の交付を受けた法人等が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

一 第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二 第三条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。

三 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。

四 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が当該大学等との契約又は協定に基づき、研究員を当該大学等に派遣して行うもの又は当該大学等の研究員を受け入れて行うものであると認められなくなったとき。

五 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認められなくなったとき。

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名

印

学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）と共同して行う租税特別措置法施行令第27条の4第14項第3号イに規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第20条第10項又は第22条の23第10項に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同試験研究を行った大学等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第42条の4第2項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第2項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行令第27条の4第14項第3号イ及び租税特別措置法施行規則第20条第10項又は第22条の23第10項の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備 考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第六号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同令第五条の三第十四項第三号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び同規則第五条の六第四項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第六号（租税特別措置法施行令第五条の三第十九項第三号に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第五条の六第九項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

第一条 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）について、当該試験研究が当該試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものであることの認定及び当該試験研究に要した費用の額の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を当該試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る共同試験研究の具体的内容について説明した書類
- 二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額）の積算内訳を記載した書類
- 三 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し
- 四 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令第五条の三第十四項第三号ロに規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し
- 五 当該申請に係る共同試験研究の成果を公表している場合には当該公表物の写し、未公表の場合

合には今後の公表予定を記載した書類

六 共同試験研究先の大学等が発行する共同試験研究に係る支出報告及び証明書

3 第一項の認定申請書の提出をする個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第二項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 事業所管大臣は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る共同試験研究が当該共同試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第三条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の事業所管大臣に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第四条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定の取消し）

第五条 事業所管大臣は、第二条の認定書の交付を受けた個人が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

- 一 第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
- 二 第三条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
- 三 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。
- 四 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が当該大学等との契約又は協定に基づき、研究員を当該大学等に派遣して行うもの又は当該大学等の研究員を受け入れて行うものであると認めことができなくなったとき。
- 五 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認められなくなったとき。

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名

印

学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第14項第3号イに規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第5条の6第4項に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同試験研究を行った大学等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行令第5条の3第14項第3号イ及び租税特別措置法施行規則第5条の6第4項の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第七号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同令第二十七条の四第十四項第五号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び同規則第二十条第十二項又は第二十二條の二十三第十二項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省国土交通省、環境省、告示第七号（租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第五号又は第三十九条の三十九第二十三項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第二十条第十七項又は第二十二條の二十三第十七項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

第一条 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）について、当該試験研究が当該試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものであることの認定及び当該試験研究に要した費用の額の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする法人又は法人税法（昭和三十四年法律第三十四号）第二条第十二号の七の四に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を当該試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る委託試験研究の具体的内容について説明した書類
- 二 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し
- 三 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第五号ロに規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し
- 四 委託先の大学が発行する受託試験研究に係る支出報告書

3 第一項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第二項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第六十八条の九第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると

認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第二条 事業所管大臣は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る委託試験研究が当該委託試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

第三条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の事業所管大臣に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

第四条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

(認定の取消し)

第五条 事業所管大臣は、第二条の認定書の交付を受けた法人等が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

- 一 第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
- 二 第三条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
- 三 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該委託試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。
- 四 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認められなくなったとき。

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名

⑩

学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に委託して行う租税特別措置法施行令第27条の4第14項第5号イに規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第20条第12項又は第22条の23第12項に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託試験研究を行った大学等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第42条の4第2項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第2項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行令第27条の4第14項第5号イ及び租税特別措置法施行規則第20条第12項又は第22条の23第12項の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備 考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第八号
国土交通省、環境省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同令第五条の三第十四項第五号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び同規則第五条の六第六項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成十五年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号（租税特別措置法施行令第五条の三第十九項第五号に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第五条の六第十一項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成十九年三月三十日

総務大臣	菅	義偉
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳沢	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
国土交通大臣	冬柴	鉄三
環境大臣	若林	正俊

（認定申請書の提出）

第一条 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）について、当該試験研究が当該試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものであることの認定及び当該試験研究に要した費用の額の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を当該試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書一通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る委託試験研究の具体的内容について説明した書類
- 二 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し
- 三 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令第五条の三第十四項第五号ロに規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）の書類の写し
- 四 委託先の大学が発行する受託試験研究に係る支出報告書

3 第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第二項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 事業所管大臣は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る委託試験研究が当該委託試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第三条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の事業所管大臣に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第四条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定の取消し）

第五条 事業所管大臣は、第二条の認定書の交付を受けた個人が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

- 一 第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
- 二 第三条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
- 三 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該委託試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。
- 四 第三条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認められなくなったとき。

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

殿

申請年月日 認定年月日 認定番号	
------------------------	--

住 所

申請者名

⑩

学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に委託して行う租税特別措置法施行令第5条の3第14項第5号イに規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第5条の6第6項に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託試験研究を行った大学等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			
特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行令第5条の3第14項第5号イ及び租税特別措置法施行規則第5条の6第6項の規定により、認定します。

記 名 押 印

（備 考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

別添 3 . 特別試験研究税額控除制度に関する問い合わせ先

	管轄地域	連絡先
経済産業省本省		産業技術環境局技術振興課 TEL : 03 - 3501 - 1778 FAX : 03 - 3501 - 7909 (大学等との共同・委託試験研究関連) 産業技術環境局大学連携推進課 TEL : 03 - 3501 - 0075 FAX : 03 - 3501 - 5953 〒100 - 8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
北海道経済産業局	北海道	地域経済部産業技術課 TEL:011 - 709 - 5441 FAX:011 - 709 - 1786 〒060 - 0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎
東北経済産業局	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	地域経済部産業支援課産学官連携推進室 TEL : 022 - 721 - 4008 FAX : 022 - 223 - 2658 〒980 - 8403 仙台市青葉区本町三丁目三番一号
関東経済産業局	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡	地域経済部新規事業課 TEL : 048 - 600 - 0422 FAX : 048 - 601 - 1289 〒330 - 9715 さいたま市中央区新都心1 - 1
中部経済産業局	富山・石川・岐阜・愛知・三重	地域経済部産業技術課 TEL : 052 - 951 - 2774 FAX : 052 - 950 - 1764 〒460 - 8510 名古屋市中区三の丸2 - 5 - 2
近畿経済産業局	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	地域経済部産学官連携推進課 TEL : 06 - 6966 - 6164 FAX : 06 - 6966 - 6079 〒540 - 8535 大阪市中央区大手前1 - 5 - 44
中国経済産業局	鳥取・島根・岡山・広島・山口	地域経済部次世代産業課 TEL : 082 - 224 - 5680 FAX : 082 - 224 - 5765 〒730 - 8531 広島市中区上八丁堀6 - 30 広島合同庁舎2号館

	管轄地域	連絡先
四国経済産業局	徳島・香川・愛媛・高知	地域経済部産業技術課 TEL：087-811-8518 FAX：087-811-8555 〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 7階
九州経済産業局	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	地域経済部技術企画課 TEL：092-482-5461 FAX：092-482-5392 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄総合事務局	沖縄県	経済産業部産地域経済課 TEL：098-866-0067 FAX：098-860-1375 〒900-8530 那覇市前島2-21-7